

意見聴取要請(平成15年12月26日現在)

平成15年12月26日現在で意見を求められている案件は下記のとおり。

農林水産省から

薬事法(昭和35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される第23条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての承認をすること

- 1.平成15年8月5日付 15消安第987号
・エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
・エトキサゾール(原薬)
..... 審議継続中
- 2.平成15年10月31日付 15消安第3008号
・イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
..... 御意見・情報の募集終了
- 3.平成15年11月11日付 15消安第3306号
・牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン(リスポバル)
..... 第3回審議予定案件
- 4.平成15年12月8日付 15消安第3979号
・薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第1項(第23条において準用する場合を含む)の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち1の飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる別紙2の抗菌性物質が薬事法及び獣医師法(昭和24年法律第186号)の規定に従い動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌について
..... 未審議
- 5.平成15年12月18日付 15消安第4404号
・ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
..... 第3回審議予定案件
・ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
..... 未審議

厚生労働省から

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

1. 平成 15 年 8 月 5 日付 厚生労働省発食安第 0805006 号
・エトキサゾール
..... 審議継続中
2. 平成 15 年 10 月 31 日付 厚生労働省発食安第 1031001 号
・イミダクロプリド
..... 御意見・情報の募集終了
3. 平成 15 年 11 月 11 日付 厚生労働省発食安第 1111003 号
・牛用マンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌不活化ワクチン
..... 第 3 回審議予定案件
4. 平成 15 年 12 月 18 日付 厚生労働省発食安第 1218001 号
・ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・ 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
..... 第 3 回審議予定案件
5. 平成 15 年 12 月 18 日付 厚生労働省発食安第 1218002 号
・ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
..... 未審議